

内閣府
○法務省令第 号
財務省

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五十五条第二項及び第五十七条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、加入者保護信託に関する命令の一部を改正する命令のように定める。

令和二年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

法務大臣 上川 陽子

財務大臣 麻生 太郎

加入者保護信託に関する命令の一部を改正する命令

内閣府

加入者保護信託に関する命令（平成十四年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

財務省

第四条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 任命しようとする者の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該者の氏名に併せて認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第六条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 信託管理人となるべき者及び受益者代理人となるべき者の旧氏及び名をこれらの者の氏名に併せて認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十九条に次の一号を加える。

四 新たな信託管理人となるべき者の旧氏及び名を当該者の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
第三十二条に次の一号を加える。

四 新たな受益者代理人となるべき者の旧氏及び名を当該者の氏名に併せて申請書に記載した場合におい

て、前号に掲げる書類が当該者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面第三十三条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 信託管理人、受益者代理人又は委員の旧氏及び名をこれらの者の氏名に併せて届出書に記載した場合前号に掲げる書類が当該者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

附 則

この命令は、公布の日から施行する。